

長野県動物愛護管理推進計画の改定について

食品・生活衛生課

1 動物愛護管理推進計画の基本的考え方

人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現に向けて、行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、動物愛護管理法に基づき平成20年策定（平成26年に第1次改定）。

計画の性格	・ 環境大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、本県の実情も踏まえて長野県が定めるもの。 ・ 本県の動物の愛護及び管理に関する施策の基本となる計画。
計画の期間	令和4年度から令和12年度まで（9か年間）
計画の進行管理	・ 毎年、計画の達成状況を点検し、動物愛護管理推進懇談会*の意見も伺いながら施策に反映。

*関係団体、中核市、県関係機関等で構成

2 推進計画の主な改正点

○ 重点施策の明確化

国の基本指針の見直しや動物愛護管理法改正、社会情勢の変化、当県のこれまでの取組の振り返りを踏まえた上で、新たな課題などの整理を行い、重点的に取り組む施策などを明確化した。

重点施策	+	継続的施策
① 猫問題への対策 ② 多頭飼育問題への対策 ③ 災害対策 ④ 動物取扱業への対応 ⑤ 動物介在活動		① 犬及び猫の引取・致死処分の減少 ② 動物による人への危害・迷惑防止 ③ 動物の適正飼養の普及啓発活動 ④ 関係機関との連携

○ 数値目標の追加

数値目標を従来の6項目から20項目に増やすなど、それぞれの施策の進捗状況を評価しやすくした。

従来目標	+	主な追加目標
・ 犬及び猫の引取数 ・ 犬の返還率 ・ 犬及び猫の譲渡率 ・ 狂犬病予防注射率		・ 猫の苦情件数 ・ 犬及び猫の殺処分数 ・ 各種研修会等の実施回数 ・ ペットの同行避難訓練の実施回数など

3 住民意見公募の概要

○ 意見公募の期間

令和3年12月24日（金）から令和4年1月24日（月）まで

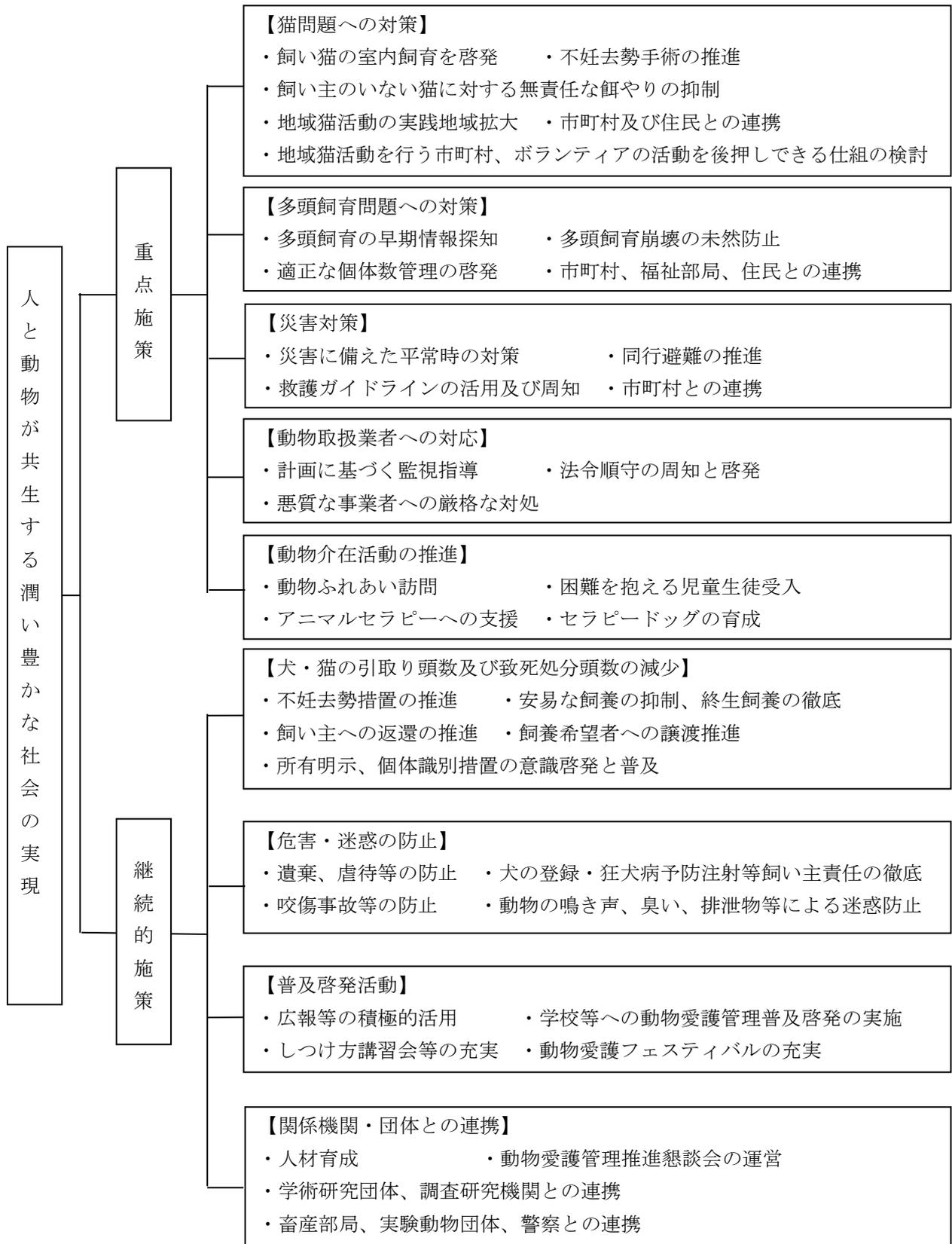
○ 受付数及び主な意見

意見者	件数	延べ意見数	主な意見（件数）
個人 47名 団体 7名	57	418	・ 動物取扱業への監視指導の強化等(201) ・ 畜産動物の動物福祉（アニマルウェルフェア）の推進(44) ・ 多頭飼育問題を解決する施策の推進(33) ・ その他（140）

長野県動物愛護管理推進計画の施策体系

【理念】

【施策の内容】



◎ 数値目標案の一覧

施策	目標	R 2実績	数値目標(案)
重点 1 猫問題への対策	猫の苦情件数	2,518	1,000 件以下
	猫の飼い方教室（保健所ごと・年度）	4 回/3 所 (R1 6 回/6 所)	各所 1 回以上
重点 2 多頭飼育問題	多頭飼育等の対応を含めた市町村、社会福祉部局、住宅部局、動物愛護推進員、ボランティア等関係者による情報・意見交換会（保健所ごと・年度）	—	保健所の管轄区域ごとに年 1 回以上の実施
重点 3 災害対策	市町村の防災訓練で同行避難を実施	—	保健所の管轄区域ごとに毎年 1 か所以上の実施
重点 4 動物取扱業	動物取扱業の監視指導計画の実施率 第一種動物取扱業 第二種動物取扱業	78.4% 15.0%	監視指導計画件数の 100%
重点 5 動物介在活動の推進	子どもサポート関係者連携会議	1 回	現水準維持
継続 1 引取り・殺処分の減少	犬の引取数（150 頭）※	30 頭	30 頭以下
	犬の返還率（80%）※	82.5%	80%以上
	犬の譲渡率（80%）※	101.0%	90%以上
	猫の引取数（1,200 頭）※	851 頭	800 頭以下
	猫の返還率	1.5%	10%以上
	猫の譲渡率（40%）※	75.7%	60%以上
	犬の殺処分数 ^{注1}	0 頭 (R2 5 頭)	5 頭以下 (10 頭以下)
	猫の殺処分数 ^{注2}	64 頭 (R2 260 頭)	50 頭以下 (500 頭以下)
	猫の路上死体数（53 自治体合計） （対人口 10 万当たり頭数）	R1 3,479 頭 (R1 183.82 頭/人口 10 万人)	参考指標
継続 2 危害・迷惑の防止	狂犬病予防注射率（97%）※	88.2%	97%以上
継続 3 普及啓発活動	動物愛護フェスティバル（年度）	中止 (R1 1 回)	1 回以上
継続 4 関係機関との連携	保健所職員技術研修会の実施回数（年度）	中止 (R1 1 回)	1 回以上
	動物愛護推進員技術研修会の実施回数（年度）	中止 (R1 1 回)	1 回以上
	動物愛護センターサポーター研修会（年度）	1 回	1 回以上

※：改定前の計画において定められていた数値目標（到達目標を含む。）

注 1、注 2：従来の殺処分数には負傷等で収容中に死亡した頭数などを含めていましたが、新しい推進計画では、推進計画の継続的施策 1 に記載のとおり、殺処分の定義を変更しています。